

罹災(り災)証明書

被災証明書

手続きの流れ

●罹災(り災)証明書と被災証明書の違い●

罹災(り災)証明書

家屋の被害程度(全壊、半壊、一部損壊など)を市が証明するもの。

被災証明書

外構、門扉、車両、家財などが被災したことを市が証明するもの。

※市町村によって「罹災証明書」のみ発行の場合があります。

※申請手続き方法については市町村役場担当課へお問い合わせください。

災害が発生!

※必ず、被害状況の写真を撮る。
(スマホでも可)

市町村役場に申請する。

＜申請に必要なもの＞

- 写真 ※被害の状態がわかるもの。
修理後の写真は不可。
 - 印鑑
 - 本人確認書類
 - 運転免許証
 - 保険証 など
- ※市町村によって提出内容が異なります。

市町村職員が被害状況の調査にくる。

罹災証明書の発行を受ける。

罹災証明書には家屋の被害程度に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4種類があります。

罹災証明書を使って、被災者生活再建支援金や義援金等、もらう手続きをする。

- 被災者生活再建支援金の申請
- 義援金の申請
- 災害により発生したガレキの処理費用減免
- 確定申告による税金の控除
- 保険の支払い手続き

などに使えます。

被害の程度 (損害割合)	全壊
	(50%以上)
	大規模半壊
	(40%以上～50%未満)
半壊	
(20%以上～40%未満)	
一部損壊など	
(20%未満)	

手続きの時には、手話通訳をつけましょう。